



経済産業省

令和4年1月25日

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施について（要請）

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をすることとしました。

つきましては、貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記の対応をお願いします。

なお、業界団体等へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点検>

- ・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガスが漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあり、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガスが漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化についての確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

- ・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。



2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故（軽傷2名）、同年9月富山県鹿島槍ヶ岳の山小屋でのCO中毒事故（死者1名）を踏まえ、経済産業省及び都道府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）」を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anz_en_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21

(別添)

経済産業省

令和4年1月25日

業界団体等の長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施等について（依頼）

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をすることとしました。

つきましては、貴団体の会員に対して、下記の対応をお願いします。

なお、産業保安監督部及び都道府県へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点検>

- ・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガスが漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあり、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガスが漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化についての確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

- ・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。

2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故（軽傷2名）、同年9月富山県鹿島槍ヶ岳の山小屋でのCO中毒事故（死者1名）を踏まえ、経済産業省及び都道府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）」を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anz_en_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21

<容器交換時等供給設備点検>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関	販売事業者による容器交換時の作業ミス <法令違反> 法第16条第2項 (基準適合義務等) 規則18条の第1項第5号 (供給設備の技術上の基準) 法第27条の第1項第1号 (保安業務を行う義務) 法第34条第1項 (保安機関の業務等) 規則36条の第1項第1号 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、消費者より容器庫付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が現場に出動し、連絡を受けた販売事業者が現場に出動し、容器と高圧ホースよりガスの漏えいを確認し、補修作業を行った。原因は、販売事業者が容器交換時に容器と高圧ホースを接続する際、ねじ込み不足の状態のまま作業を完了したことによる。	容器バルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・県は販売事業者に対し、事故状況のヒアリングを行い、また、事故再発防止策の徹底を指示した。 ・販売事業者は保安機関に対し、容器交換時点検における点検表の細分化及び保安教育などの再発防止策の徹底と報告を指示した。また、保安機関が実施する容器交換時点検において、未交換側の容器と高圧ホースの接続部の締め付け確認を実施することについて作業基準に追加し、社内教育を徹底する。
一般住宅	販売事業者 保安機関	容器交換時の接続ミス	一般住宅において、近隣住民よりガス臭及びガス噴出音がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が現場に出動したところ、消防により容器バルブが閉止され、漏えいが停止していることを確認した。漏えい箇所を検査したところ、容器バルブと調整器の接続部より漏えいしていることを確認した。原因は、容器交換を実施した者が作業に不慣れであったため、接続不良が発生したと推定される。	単段式調整器	<ul style="list-style-type: none"> ・県は現地調査を実施し、販売事業者に対し事故情報及び再発防止策についての報告を求めた。また、県LPガス協会には会員に対する注意喚起を依頼した。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関 充てん事業者	バルク貯槽下部の腐食 <法令違反> 規則36条 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、バルク貯槽の下部が腐食し、漏えいが発生した。 (バルク貯槽300kg×1基)	バルク貯槽 (300kg)	<ul style="list-style-type: none"> ・県は販売事業者及び保安機関に対し、容器交換時点検の点検項目や内容、記録が法規則に沿ったものではない不備があったことや、供給設備点検にバルク貯槽の腐食が記録されていなかったことから、両者には点検の項目、実施内容、記録方法について改善するよう指導した。なお、点検は2019年に行われており、その時点で既に腐食は発生していたと考えられることであった。 ・また、販売事業者には同点検に関する記録が見つからないようであることから、点検記録の確認及び措置内容があれば現場確認をしたうえで指導することとした。 ・販売事業者はバルク貯槽設置場所を巡回し、下部まで点検を行うこととした。
一般住宅	保安機関	ビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔からの漏えい	一般住宅において、保安機関による定期供給設備点検及び定期消費設備調査時に漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認後、ビルトインコンロの燃焼テストを行うため点火したところ、滞留していたガスに引火し小爆発が起こり、当該ビルトインコンロの一部が損壊した。事故後、当該設備については、検査孔が迅速継手型の可とう管ガス栓に交換した。 原因は、漏えい検査時にビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔にゴムホースを接続し漏えい検査を実施した際、何らかの原因で検査孔からゴムホース（ホースバンド使用）が外れ、ガスが漏えいし、ビルトインコンロ点火時に着火したものと推定される。 なお、ガス漏れ警報器が消費者により外されていたことと、保安機関の作業者がマスクを着用しており、臭いに気付かなかったことも原因と推定される。	可とう管 ガス栓	<ul style="list-style-type: none"> ・県は販売事業者に対し、保安機関への事例共有及び注意喚起を行うことを確認した。 ・販売事業者は、検査孔を使用している漏えい検査を実施した後にガスの元栓の開閉等でその場を離れるときは、検査孔側にガスが流れないようにガス栓を「開」側に確実に操作することを徹底するとともに、その他の消費者についても迅速継手型の検査孔付可とう管ガス栓に取り替えることを推進することとした。また、消費者に対して、警報器を取外すことのないように周知を実施することとした。
共同住宅	販売事業者 保安機関 ガス工事業者	経年による配管継手部の腐食・劣化 <法令違反> 高圧ガス保安法第63条第1項 (事故の届出)	共同住宅において、集中監視により微小漏えい警告の連絡が販売事業者にあり、到着した販売事業者が埋設配管継手部からの漏えいを確認した。当該配管は仮設で設置したものであり、直ちに使用中止とした。 原因は、埋設白管継手部の腐食による。 なお、消費設備調査において、当該配管の状況は把握されていなかった。	白管(埋設配管継手部)	<ul style="list-style-type: none"> ・県は事故が発生した場合、速やかに報告するよう指示した。 ・販売事業者は、埋設配管を地上配管に変更し、被覆鋼管に交換した。

<緊急時対応>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
一般住宅	販売事業者 保安機関	ガスメーターユニオンの接続不良 <法令違反> 法第27条第1項第4号 (保安業務を行う義務)	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの通報を受けた消防が現場へ出動し、容器バルブを閉止した。その後、消費者から連絡を受けた販売事業者が現場へ出動し、メーターユニオンからの漏えいを確認した。 原因は、メーターユニオンのパッキンに不具合が生じたことによる。 なお、販売事業者への緊急時連絡があったものの、不在だったため対応が遅れた。	メーターユニオン (供給管継手部)	<ul style="list-style-type: none"> ・道は、販売事業者に対し、緊急時連絡を受けるための体制を整えることを口頭で指示し、その後緊急時連絡体制について改善報告書を提出するよう指示した。 ・販売事業者は、緊急連絡先の電話について、不在の場合に自宅又は携帯電話に転送するよう回線工事を行った。

